第六号様式別表一の二（入力用）　（用紙日本工業規格Ａ４・セピア色）　（第二条・第十条の二関係）

第６号様式別表１の２記載要領

１　この計算書は、道府県内に恒久的施設を有する外国法人が記載し、第６号様式の申告書に添付すること。

２　※印の欄は記載しないこと。

３　「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

４　「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１の３）の「法人税額計(6)」及び「法人税額計（32)」の欄の金額（これらの欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該欄の金額に当該額を加算した金額）を記載し、括弧内にはリース特別控除取戻税額、使途秘匿金の支出に対する法人税額及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載すること。

第六号様式別表一一の表中「①×23.9／100」を「①×23.4／100」に改める。

第六号様式別表一一記載要領２中「100分の23.9」を「100分の23.4」に改め、「100分の25.5」の次に「とし、当該最初連結事業年度が平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に開始したものである場合は100分の23.9」を加える。

第六号様式別表一一の二記載要領一中「控除対象還付法人税額」を「内国法人の控除対象還付法人税額」に、「第53条第12項」を「第53条第12項第１号」に、「及び当該」を「、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第12項第２号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（法第53条第12項第３号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該」に改め、同表記載要領３中「控除対象還付法人税額」を「内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」に改める。

第六号様式別表五記載要領一中「第72条の23第１項ただし書」を「第72条の23第２項」に改め、同表記載要領６を同表記載要領７とし、同表記載要領５の次に次のように加える。

６　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の19第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数㉝」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数㉞」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。